

## 【イギリス】銀行業務法案

海外立法情報課・岡久 慶

\* 2008年10月7日、財務省は、経営不振に陥った金融機関を救済する恒久的な法的枠組を整え、イングランド銀行に金融市場の安定と預金者保護を促進する義務と権限を付与する銀行業務法案を提出した。野党からは法案に対する不満、批判も出ているが、大枠で超党派的支持が形成され、来年2月には制定される見込みである。

銀行業務法案（Banking Bill）は、2008年9月に顕在化した金融危機に対応して発表されたものではない。2008年2月には、経営が悪化したノーザン・ロック銀行を国有化するための2008年銀行（特別措置）法が成立し（注1）、5月には次会期に提出する法案の概要が発表され、その中で金融市場の安定化や預金者保護を目的とした金融改革法草案の骨子が明らかにされる（注2）という動きがあった。銀行業務法案は、2009年2月に効力を失う銀行（特別措置）法の規定に恒久的な法的根拠を付与し、金融改革法草案の趣旨を盛り込んだ法案である。

なお、イギリスにおいては、1997年以来、金融政策を通じて金融市場の安定を図り、市場を間近で監視するイングランド銀行、金融機関の認可と監視を行う金融サービス機構、そして法律や規則を管轄する財務省の三大機関（Tripartite Authorities）が、覚書に基づく役割分担によって金融市場の監督を行っている。

### 銀行業務法案の概要

本法案は8部240条から構成される。主な規定を次に概説する。

#### 第1部 特殊解決レジーム

現在、イギリスにおいて経営不振に陥った銀行に対処する法的枠組は、2008年銀行（特別措置）法に依る。同法は、公益性が認められる場合、銀行の証券及び資産を、財務省、イングランド銀行又は財務省が指定した機関に移管する命令を発する権限を財務省に付与しているが、同法は2009年2月を期限とした限時法である。本法案によって制定される特殊解決レジームは、①民間部門の買収者、②受け皿銀行又は③一時的公有化という3つのオプションを定め、①の株式移管及び②の資産移管に関してはイングランド銀行に、③の株式移管に関しては財務省に、移管文書を発行し、それを執行する株式及び資産の移管を行わせ、かつ、運営責任者の罷免、契約内容の変更、任命等を行う権限を付与している。また、財務省には、必要に応じて譲渡人及び第三者への補償を命令する権限が与えられる。

これらの移管を行うにあたっては、「目的」と「条件」が合致している必要がある。「目的」とは、①イギリスの金融システムの安定、②預金者及び公的資金の保護、並

びに③欧州人権条約が定める、財産を平和的に享有する権利を侵害しないことであり、三大機関がこれを判断する。③の「目的」は、公権力の介入によって当該銀行の債権者の権限を侵害しないことを意味する。「条件」とは、金融サービス機構が問題の銀行が経営不振に陥っているか、陥る可能性が高いと判断していることである。当該機関に対して、イングランド銀行又は財務省が行っている財政支援は考慮しないが、両機関に対して事前協議を行う必要はある。

## 第2部 銀行破綻処理

これは、金融サービス保障制度に基づく、破綻した銀行の預金者への支払いを迅速化することを目的とした、特殊解決レジームの一手段である。イングランド銀行、金融サービス機構又は主務大臣の申請を受けた裁判所が、銀行の資格を持つ破産管財人を指名し、廃業手続きを行わせることが可能となる。破産管財人を指名するに当たっては、銀行に預金者がおり、銀行が破綻している、又は廃業が公正な処置であり、(大臣の申請時に限り)廃業が公益に適うことが必要となる。

破産管財人の権限は1986年倒産法に基づくが、本来の使命から逸脱した行為、例えば破綻処理が適用される前の経営陣が行った不正取引で失った損失を取り戻すための法的措置をとること等はできない。また、権限行使の一環として、1986年会社取締役資格剥奪法に基づく運営責任者への法的措置をとることが可能となる。

## 第3部 管理運営

この部の規定は、2002年企業法による改正を受けた1986年倒産法に基づき、経営不振の銀行(の収益を挙げている事業だけ)が部分的に民間部門の買収者、又は受け皿銀行に移管されるとき措置を定めている。

移管が終われば、残余部分に関しては破綻扱いとなるが、移管された事業のために残余部分の機能が必要とされ、かつ、それらの機能を即座に移管することができない場合、イングランド銀行は、資格を持つ破産管理人を残余部門の管理運営者に任命する銀行管理運営命令(Bank Administration Order)の発布を裁判所に求めることができる。管理運営者の役目は、支援機能がなくなるまで残余部門を存続させることが最優先され、その役目が終了した後に、残余部門を破綻状態から救済するか、あるいはそのまま廃業するよりも債権者に利益をもたらす枠組を定めることである。また、管理運営の一環として、1986年会社取締役資格剥奪法に基づく運営責任者への法的措置をとることが可能となる。

注(インターネット情報はすべて2008年10月22日現在である。)

(1)「【イギリス】[短信]2008年銀行(特別措置)法—銀行国有化の臨時措置」『外国の立法』235-1, 2008.4, p.27. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23501/02350112.pdf>>

(2)「【イギリス】[立法情報]2008-09年提出予定法案」『外国の立法』236-2, 2008.8, p.8. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23602/02360203.pdf>>